

# 「大学自治、学問の自由の破壊につながる国立大学法人法改悪を、私たちは許す訳にはいかない」 (声明)

大学自治を破壊する改悪国立大学法人法が13日の参議院本会議で、自民、公明、維新、国民民主などの賛成多数で可決されました。国立大学法人法改正案は、10月31日に閣議決定され、まともな説明抜きで、ほとんど審議することなく11月20日には衆議院を通過させられました。その後、参議院文教科学委員会では、立民、共産などの徹底審議の求めを無視し、採決が強行されたのです。審議を通し法案の作成過程が不透明なまま公文書も残されていないことが明らかになりました。法案としても大きな欠陥を持った内容と言っても過言ではありません。この法律は大学の自治を破壊し、学問の自由を危うくする法律であり、大学が軍事研究を迫られる危険性を孕んだ大学改革であることは明らかです。

改悪国立大学法人法は、規模の大きい国立大学に「運営方針会議」の設置を義務付け、「中間目標・中期計画及び予算・決算に関する事項は運営方針会議により決定する」としています。そして「運営方針会議は、決議した内容に基づいて運営が行われていない場合、学長へ改善措置を要求することができる。」としています。また運営方針会議の組織等では、「運営方針会議は、運営方針委員3人以上と学長で組織する。運営方針委員は、・・・文部大臣の承認を得た上で、学長が任命する。」となっています。さらに「特定国立大学法人以外の国立大学法人は、運営の監督のための体制強化を図る特別の事情があるときは、文部科学大臣の承認を受けて、運営方針会議を設置することができる」としています。

この法律は以下の点で大きな問題を含む「改悪法」と言わざるを得ません。①外部委員が過半数を占める「運営方針会議」(合議体)が、これまでの大学運営の在り方を完全に無視し、最高意思決定機関となることは明らかです。②運営方針委員の選任には文部科学大臣の承認が必要であり、国家権力が大学運営に恣意的に介入する危険性があります。③「運営方針会議」が大規模大学以外の他の大学にも拡大される可能性があります。

経済界や政府の関係者が学外者として大学経営に関与する仕組みは米国の大学になったものかもしれませんが、その任命に政府が関与するような仕組みは先進国の大学では考えられない異様な制度です。

この間政府は、大学への運営交付金を削減し、競争的資金を増やす「選択と集中」で国策に従う国立大学づくりをしてきました。この路線が誤りであったことは日本の研究力の急激な低下が物語るとおりです。政府の意に沿う運営方針会議を設置させるのは、潤沢な研究費を提供する軍事研究への選択に大学人を導いていくためではないかとの懸念も広がっています。この改悪国立大学法人法は、政府の意向に忠実に経営判断を行う運営方針会議委員や学長らを助長し、学生や教職員の意見を無視できる制度を生み出すことによって大学の自治と学問の自由を破壊し、日本の学術研究と教育を危うくする改悪以外の何ものでもありません。

私たち宮城県教職員組合協議会は、改悪国立大学法人法の強制を許さず、大学の教育、研究予算の基盤となる運営交付金の大幅増額を求めるものです。

2023年12月15日

宮城県教職員組合協議会

東北大学職員組合

宮城教育大学職員組合

宮城大学教職員組合

宮城県教職員組合

宮城県高等学校・障害児学校教職員組合

宮城県私立学校教職員組合連合